

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、他1事業「東京 YWCA 会員グループ活動事業」（以下、「この事業」という。）の実施にあたり、必要な事項を定める。

第2条（言葉の定義）

この規程でいう言葉の定義は次の通りとする。

1. 会員グループとは、この事業を行うグループを言う。
2. 会員グループ活動とは、会員グループが行う活動を言う。
3. メンバーとは、会員グループで活動する会員を言う。

第3条（この事業の目的）

この事業は、会員グループが定款第3条の目的に合ったテーマを選び、会員同士が学び合い、グループワークを通して互いの親睦を深め、一人ひとりのリーダーシップを養うこと、及び、グループ交流会や発表会を通して、互いの学びを共有することを以て、定款第3条の目的を実現する人を育てることを目的とする。

第4条（事業の実施）

この事業は、定款第46条の運営委員会が、運営委員会規程第9条第1項第6号に基づき、会員グループを統括し、実施する。

- 2 この事業は、各グループを担当する職員を置く。

第2章 会員グループ

第5条（会員グループの成立）

会員グループは定款細則第1条第1項による会員3人以上をもって成立し、グループのメンバーは全員会員とする。

- 2 会員グループは、代表者（リーダー）を1人決める。

第6条（会員グループ活動の登録）

会員グループは、運営委員会に登録する。

- 2 登録の手続きは、発足の趣旨や活動の目的、及び活動計画と名簿を運営委員会に提出し当該運営委員会の承認を得て登録する。

第7条（会員グループ活動の運営）

会員グループ活動は、会員グループのメンバーによる自主的な活動によって運営する。

- 2 また、会員グループのメンバーあるいはグループ名等、登録時と異なる場合は、担当職員に届け出る。

第8条（会員グループ活動の計画）

会員グループは、次年度の活動計画と予算を運営委員会に提出し、運営委員会の承認を得るものとする。但し、申請した活動内容と異なる活動や、不特定多数の人を対象に活動したい場合は、女性のリーダーシップ委員会に申し出るものとする。

第9条（会員グループ活動の報告）

会員グループは、当該年度の年間活動報告と会計報告及び名簿を運営委員会に提出する。

第10条（会員グループの解散）

会員グループは、何らかの事情で解散する場合、運営委員会に届け出るものとする。

第11条（会員グループ活動の逸脱）

会員グループ活動が、第3条を逸脱した場合は、運営委員会の議決により、是正の勧告を受けるものとする。

2 勧告に従わない場合、運営委員会により、当該会員グループの登録は抹消されるものとする。

第3章 運営委員会

第12条（会員グループの登録の受付）

運営委員会は、会員グループ活動を始めたいと希望する会員から発足の趣旨等の書類を受け付けた場合、速やかに発足の可否を協議し、1か月以内に当該会員グループに知らせなければならない。

第13条（会員グループ活動の実施）

運営委員会は、会員グループ活動がボランティア保険やレクリエーション保険を必要とみなされる場合、速やかに手続きをする。

2 運営委員会は、第3条の目的を達成するために、会員グループが互いの学びを共有するための連絡会や交流会、発表会などを実施する。

3 その他、会員グループ及び会員グループ活動に必要とする支援を、運営委員会は、常に講じなければならない。

第14条（活動の公開）

運営委員会は、事業の進捗状況を会員総会に報告し、事業報告をホームページで公開する。

第15条（会員グループの解散）

運営委員会は、会員グループから解散の申し出があった場合、速やかに受理するものとする。

第16条（会員グループへの是正勧告と登録抹消）

運営委員会は、会員グループ活動がこの事業の範囲を逸脱しているとみなされる場合、当該会員グループに是正を勧告するものとする。

2 運営委員会は、前項の勧告に当該会員グループが従わない場合、運営委員会の出席委員全員の賛成を持って当該グループの登録を抹消するものとする。

第 17 条（事業計画）

運営委員会は、次年度に向けて、この事業における活動計画と予算を収益事業部に提出しなければならない。

第 18 条（事業報告）

運営委員会は、1 事業年度が終了するごとに当該年度の事業報告及び会計報告を作成し、収益事業部に提出しなければならない。

第 19 条

この規程の改正は、運営委員会が会員総会に提案し、審議議決を経て、理事会が改正する。

附則

この規程は、公 1-4 及び公 4 の事業変更が認められた後、施行する。

2025 年 4 月 1 日施行

2025 年 5 月 16 日改正